

改定版 足場の組立て等作業の安全
能力向上教育用テキスト No.133640

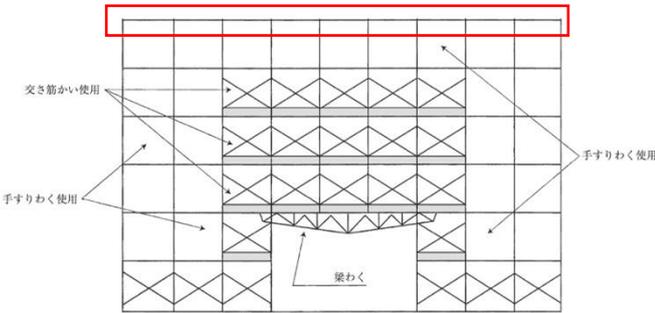
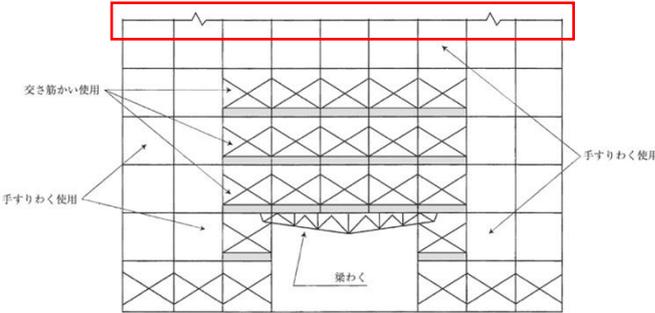
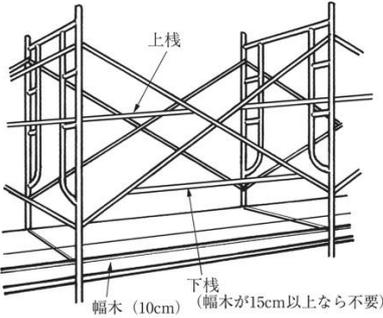
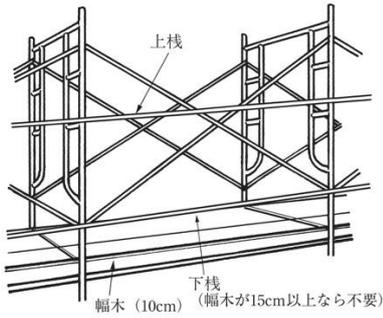
<新旧対照表> 改訂7版 令和6年12月23日

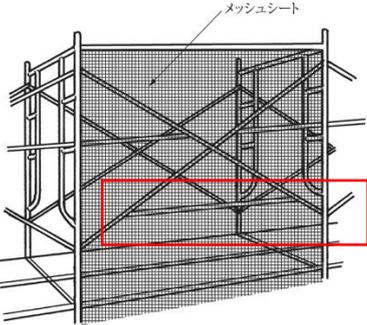
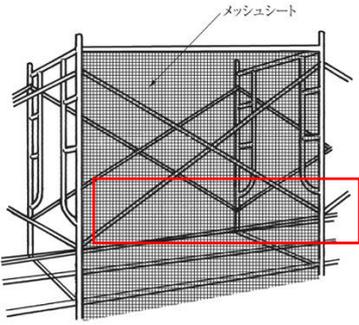
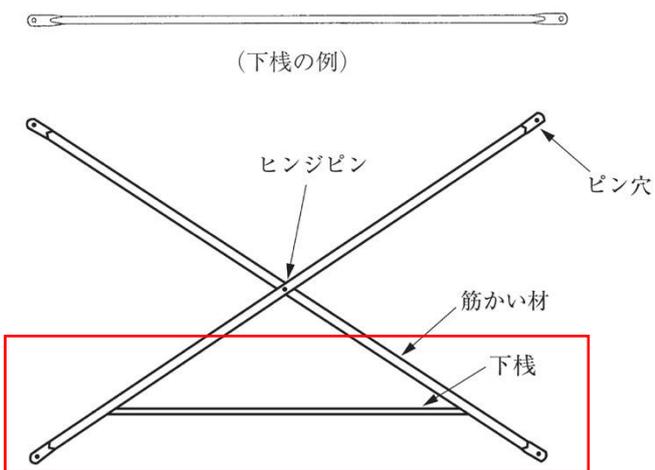
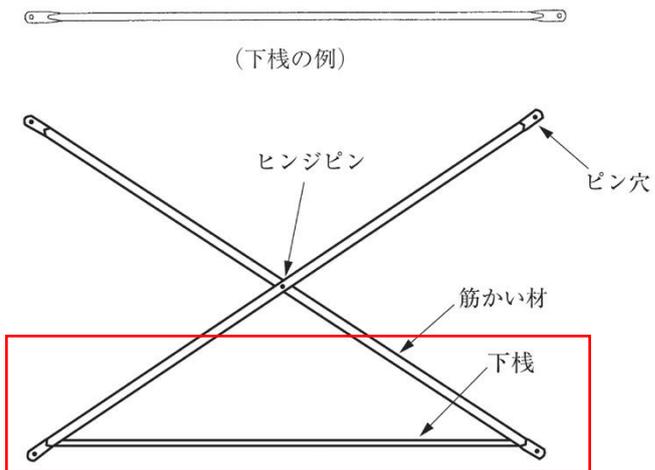
【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

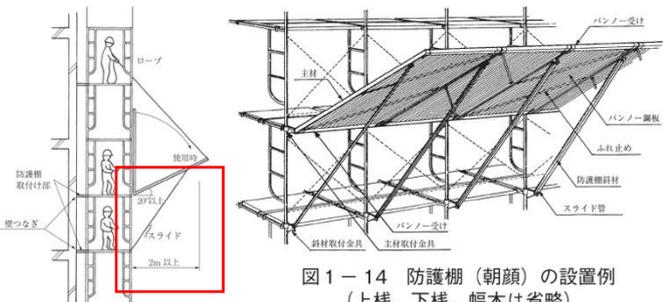
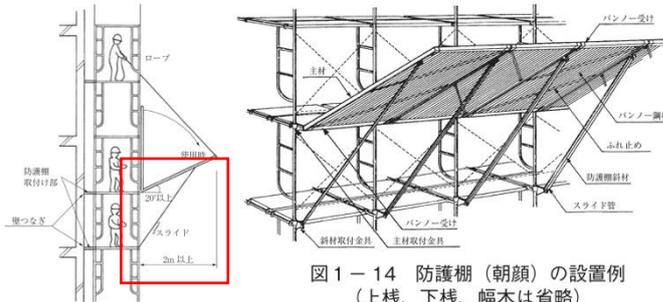
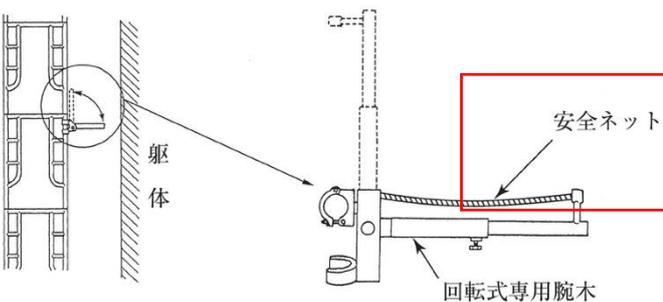
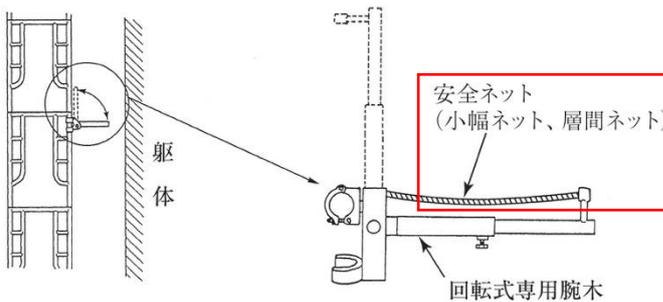
※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

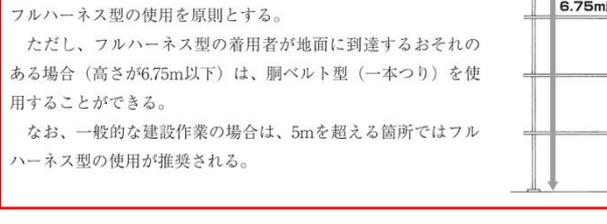
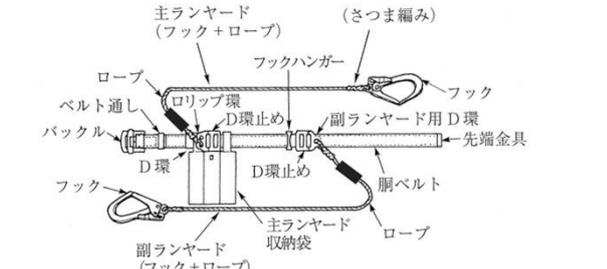
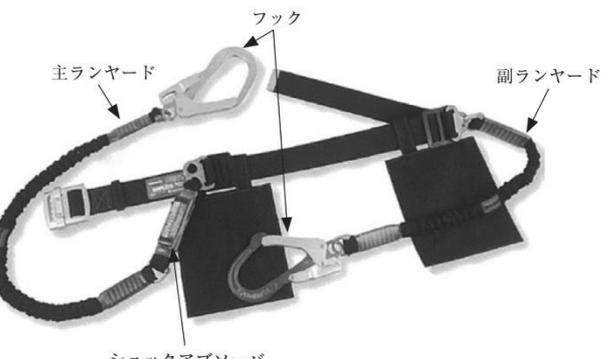
※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

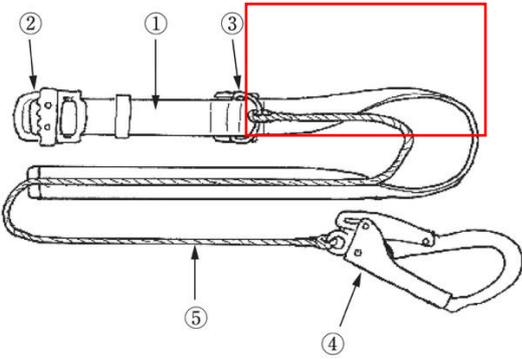
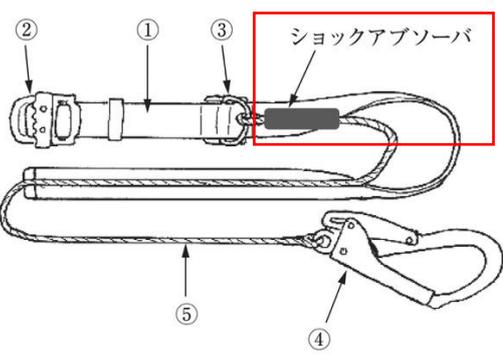
(旧版)改訂6版(令和6年1月10日)	(新版)改訂7版(令和6年12月23日)
[表記・用語の統一]	
※旧版から新版への変更にあたり、表記・用語の統一をしたものではありません。	

(旧版) 改訂6版(令和6年1月10日)			(新版) 改訂7版(令和6年12月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
3	上から 4行目	・・・こと(図1-4参照)。	3	上から 4行目	・・・こと(図1-4参照、P.88表2-20参照)。
3	図1-4	(赤枠部分を修正)	3	図1-4	
 <p>図1-4 梁わく上部の3層に交差筋かい設置の例</p>			 <p>図1-4 梁わく上部の3層に交差筋かい設置の例</p>		
6	上から 18行目	(2) <u>メッシュシート等の設置</u>	6	上から 18行目	(2) <u>安全ネット(メッシュシート)等の設置</u>
6	図1-9	(図の変更)	6	図1-9	
 <p>図1-9 わく組足場に下棧、幅木及び上棧を取付けた例</p>			 <p>図1-9 わく組足場に下棧、幅木及び上棧を取付けた例</p>		

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)			(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
6	図 1-11	(赤枠部分を修正)	6	図 1-11	
 <p>メッシュシート</p> <p>図 1 - 11 メッシュシートを取付けた例 (1 スパンのみ表示)</p>			 <p>メッシュシート</p> <p>図 1 - 11 メッシュシートを取付けた例 (1 スパンのみ表示)</p>		
7	図 1-12	(赤枠部分を修正)	7	図 1-12	
 <p>(下棧の例)</p> <p>ヒンジピン</p> <p>ピン穴</p> <p>筋かい材</p> <p>下棧</p> <p>(下棧付き交さ筋かいの例)</p> <p>図 1 - 12 下棧及び下棧付き交さ筋かいの例</p>			 <p>(下棧の例)</p> <p>ヒンジピン</p> <p>ピン穴</p> <p>筋かい材</p> <p>下棧</p> <p>(下棧付き交さ筋かいの例)</p> <p>図 1 - 12 下棧及び下棧付き交さ筋かいの例</p>		
7	図 1-12 の下	(図の変更)	7	図 1-12 の下	
 <p>① ② ③</p>			 <p>① ② ③</p>		
			<p>① 単品承認合格マーク</p> <p>② 製造年並びに上期(上に-)・下期(下に_)の別</p> <p>③ 製造者名</p>		

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)			(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
9	図 1-14	(赤枠部分を修正)	9	図 1-14	
 <p>図 1-14 防護棚 (朝顔) の設置例 (上棧、下棧、幅木は省略)</p>			 <p>図 1-14 防護棚 (朝顔) の設置例 (上棧、下棧、幅木は省略)</p>		
15	上から 8 行目	・・・わく組足場である。	15	上から 8 行目	・・・わく組足場である (内階段式)。
18	上から 4 行目	(4) 躯体と足場との隙間に安全ネットの取り付け・・・	18	上から 4 行目	(4) 躯体と足場との隙間に安全ネット (小 幅ネット、層間ネット) の取り付け・・・
19	図 1-23 (b)	(赤枠部分を修正)	19	図 1-23 (b)	
 <p>(b) 回転式専用腕木を使用する場合</p>			 <p>(b) 回転式専用腕木を使用する場合</p>		

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)			(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
32	上から 10 行目	(文章差し替え、図を追加)	32	上から 10 行目	
<p>15. 安全帯</p> <p>安全帯は、厚生労働大臣が定める規格に適合したものを使用する。安全帯にはフルハーネス型と胴ベルト型のものがあり、使用条件に応じた適切なものを選択し、着装・使用することが必要である。</p> <p>(1) 安全帯の種類</p> <p>① フルハーネス型安全帯 (図 1-35 及び写真 1-6 参照)</p> <p>フルハーネス型安全帯は、複数のベルトを肩部、腿部等に装着して使用するため、墜落阻止時の衝撃荷重を複数のベルトで受けることにより、人体に負担が少ない安全性の高い安全帯である。</p> <p>高さ 2m 以上の作業床がない箇所や手すり等の設置が困難な箇所の作業では、フルハーネス型安全帯の使用が原則となるが、高さ 6.75m 以下で、墜落時に地面に到達するおそれがある場合には、胴ベルト型安全帯を使用することができる。</p>			<p>15. 安全帯</p> <p>安全帯は、厚生労働大臣が定める規格に適合したものを使用する。安全帯にはフルハーネス型と胴ベルト型のものがあり、使用条件に応じた適切なものを選択し、着装・使用することが必要である。</p> <p>(1) 安全帯の種類</p> <p>① フルハーネス型安全帯 (図 1-35 及び写真 1-6 参照)</p> <p>フルハーネス型安全帯は、複数のベルトを肩部、腿部等に装着して使用するため、墜落阻止時の衝撃荷重を複数のベルトで受けることにより、人体に負担が少ない安全性の高い安全帯である。</p> <p>高さ 6.75m を超える箇所では、フルハーネス型を選定する。</p> <p>高さ 2m 以上の作業床のない箇所、又は、作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での安全帯は、フルハーネス型の使用を原則とする。</p> <p>ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さ 6.75m 以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができる。</p> <p>なお、一般的な建設作業の場合は、5m を超える箇所ではフルハーネス型の使用が推奨される。</p>		
 <p>図 1-35 フルハーネス型安全帯の例 写真 1-6 フルハーネス型安全帯の装着例</p>			 <p>図 1-35 フルハーネス型安全帯の例 写真 1-6 フルハーネス型安全帯の装着例</p>		
<p>また、「手すり先行工法」を採用した場合であっても、組立、解体時に足場の妻側や躯体側に開口部が生じる場合や、足場上の移動に伴い、安全帯の掛け替えが生じる場合には、フルハーネス型安全帯の二丁掛けの使用が望ましい(図 1-36 参照)。</p>			<p>また、「手すり先行工法」を採用した場合であっても、組立、解体時に足場の妻側や躯体側に開口部が生じる場合や、足場上の移動に伴い、安全帯の掛け替えが生じる場合には、フルハーネス型安全帯の二丁掛けの使用が望ましい(図 1-36 参照)。</p>		
33	図 1-38	(図の変更)	34	図 1-38	
 <p>図 1-38 胴ベルト型安全帯 (ランヤード 2 本式) の例</p>			 <p>図 1-38 胴ベルト型安全帯 (ランヤード 2 本式) の例</p>		

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)			(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
34	上から 12 行目	<p>(b) <u>安全帯の着用・使用</u></p> <p><u>安全帯の着用・使用では、次のことに留意する。</u></p> <p>① <u>安全帯は適正なものを正しく装着し、改造など行わないこと。</u></p> <p>② <u>安全帯の取付け設備は作業者の手の届く範囲で、できるだけ高いところに設ける必要がある。</u></p> <p>③ <u>安全帯のフックの取付け位置は、D環より高い位置に取付ける。(D環より低くなるほど、落下距離が長くなり、墜落阻止時に身体に受ける荷重が大きくなる。)</u></p> <p>④ <u>安全帯のベルト、ランヤードは、一般に合成繊維が使われており、熱や紫外線に弱いので、保管は、高熱源がなく、直射日光にあたらない場所とする。</u></p>	34	上から 12 行目	(文章削除)
35	上から 1 行目	(c) <u>安全帯フックの掛け方 (表 1-5 参照)</u>	35	上から 1 行目	(b) <u>安全帯フックの掛け方 (表 1-5 参照)</u>
37	表 1-6 下部	(赤枠部分を変更)	37	表 1-6 下部	
 <p>Diagram showing a safety harness with a red box highlighting the D-ring attachment point. The diagram is labeled with circled numbers 1 through 5. 1 points to the D-ring, 2 to the buckle, 3 to the D-ring, 4 to the hook, and 5 to the lanyard.</p>			 <p>Diagram showing a safety harness with a red box highlighting the shock absorber. The diagram is labeled with circled numbers 1 through 5. 1 points to the D-ring, 2 to the buckle, 3 to the D-ring, 4 to the hook, and 5 to the lanyard. The shock absorber is labeled "ショックアブソーバ".</p>		

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)			(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
39	図 1-40	(図の変更)	39	図 1-40	
<p>図 1-40 認定合格品の刻印・ラベルの例</p>			<p>図 1-40 認定合格品の刻印・ラベルの例</p>		

42	上から 4 行目	③ 修理＝部材を再使用可能な状態に復元する修理（部品交換を含む。）	42	上から 4 行目	③ 修理＝部材を再使用可能な状態に復元する修理（部品交換を含む。）
----	-------------	-----------------------------------	----	-------------	-----------------------------------

82	表	(赤枠部分を変更)	82	表	
----	---	-----------	----	---	--

くわく組足場の組立て等の基本的事項と留意事項			くわく組足場の組立て等の基本的事項と留意事項		
NO	項目	組立て等の基本的事項と留意事項	NO	項目	組立て等の基本的事項と留意事項
1	足場の基礎	<p>① 脚柱が沈下しないように、地盤を十分突固めて堅固にする。また、地ならし等の整地をし、平坦にする。</p> <p>② 地面上に敷板又は敷角を敷き並べる。ただし、コンクリート等で不同沈下が生じない堅固な場所に足場を設置するときは、敷板は不要とし、直角 2 方向に根がらみを設ける。</p> <p><留意事項> わく組足場の高さが30m以上の場合には、足場最下部の脚柱にかかる荷重は、約1.5～2.0tにもなるので、埋め戻した場所、軟弱地盤には、砂利又は捨てコンクリート等を敷き荷重に耐えるようにする。</p>	1	足場の基礎	<p>① 脚柱が沈下しないように、地盤を十分突固めて堅固にする。また、地ならし等の整地をし、平坦にする。</p> <p>② 地面上に敷板又は敷角を敷き並べる。ただし、コンクリート等で不同沈下が生じない堅固な場所に足場を設置するときは、敷板は不要とし、直角 2 方向に根がらみを設ける。</p> <p><留意事項> わく組足場の高さが30m以上の場合には、足場最下部の脚柱にかかる荷重は、約1.5～2.0tにもなるので、埋め戻した場所、軟弱地盤には、砂利又は捨てコンクリート等を敷き、荷重に耐えるようにする。</p>
2	脚部の固定	<p>① ジャッキ型ベース金具を通りよく敷板の上に配置し、調節ナットの高さを所定の位置に合わせる。また、不等沈下等により脚部が浮くことがあるので、ジャッキ型ベース金具により高さを適宜修正する。</p> <p>② 1層目の建わくの建込みが終了した時点で、ジャッキ型ベース金具の移動を防ぐため、敷板に 2箇所以上釘止めする。また、敷板と直角方向に建わくの脚柱に根がらみを設ける。</p> <p>③ コンクリート上に、直接ジャッキ型ベース金具を設置する場合は、直角 2 方向に根がらみを設ける。</p> <p><留意事項> 地盤の傾斜やくぼみで、ジャッキ型ベース金具で建わくのレベルを水平に調節できないときは、調節わくやキャンバーを使用する。</p>	2	脚部の固定	<p>① ジャッキ型ベース金具を通りよく敷板の上に配置し、調節ナットの高さを所定の位置に合わせる。また、不等沈下等により脚部が浮くことがあるので、ジャッキ型ベース金具により高さを適宜修正する。</p> <p>② 1層目の建わくの建込みが終了した時点で、ジャッキ型ベース金具の移動を防ぐため、敷板に 2箇所以上釘止めする。また、敷板と直角方向に建わくの脚柱に根がらみを設ける。</p> <p>③ コンクリート上に、直接ジャッキ型ベース金具を設置する場合は、直角 2 方向に根がらみを設ける。</p> <p><留意事項> 地盤の傾斜やくぼみで、ジャッキ型ベース金具で建わくのレベルを水平に調節できないときは、調節わくやキャンバーを使用する。</p>
3	建わくの取付け	<p>① 建わくの間隔は、1.85m以下、建わくの高さは、2m以下とする。</p> <p>② わく組足場の高さは、原則として45m以下とする。</p> <p>③ 建わくは、組み上がるごとに脚柱ジョイント部の抜止めを確実に進行。特に、回転によって抜止めをする構造のものは、その都度行わないと、後からでは回転できなくなるので注意する。</p> <p><留意事項> (a) 地上第 1 段の建わくの組立て方によって、足場全体の良否が決まるので、特に「建わくの垂直度・水平度、建わく面と交さ筋かい面の直角度」に注意する。 (b) 脚柱ジョイントの抜け止めの不備により、突風でジョイントが抜け、足場が倒壊した事例があり、抜け止めの確認を行う。なお、アームロック式の場合、交さ筋かいを外した時にアームロックも外さないよう注意する。 (c) コーナー部の補強の方法で、足場全体の剛性が左右されるので、十分補強する。</p>	3	建わくの取付け	<p>① 建わくの間隔は、1.85m以下、建わくの高さは、2m以下とする。</p> <p>② わく組足場の高さは、原則として45m以下とする。</p> <p>③ 建わくは、組み上がるごとに脚柱ジョイント部の抜止めを確実に進行。特に、回転によって抜止めをする構造のものは、その都度行わないと、後からでは回転できなくなるので注意する。</p> <p><留意事項> (a) 地上第 1 段の建わくの組立て方によって、足場全体の良否が決まるので、特に「建わくの垂直度・水平度、建わく面と交さ筋かい面の直角度」に注意する。 (b) 脚柱ジョイントの抜け止めの不備により、突風でジョイントが抜け、足場が倒壊した事例があり、抜け止めの確認を行う。なお、アームロック式の場合、交さ筋かいを外した時にアームロックも外さないよう注意する。 (c) コーナー部の補強の方法で、足場全体の剛性が左右されるので、十分補強する。</p>

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)			(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)																		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																
85	図 2-27	(赤枠部分を変更)	85	図 2-27																	
<p>層間安全ネットを取る層は、組立てながら取り付けているか</p> <p>壁つなぎの間隔</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">鋼管足場の種類</th> <th colspan="2">間 隔</th> </tr> <tr> <th>垂直方向</th> <th>水平方向</th> </tr> <tr> <td>わく組足場</td> <td>9m以下</td> <td>8m以下</td> </tr> </table> <p>注) 高さ5m未満を除く</p> <p>壁つなぎ</p> <p>手すりは、中線を設置しているか</p> <p>関係者以外立入禁止措置はされているか</p> <p>※ 上下の移動は必ず昇降階段を利用する</p> <p>手すり高さは90cm以上とし、足場の裏側には中線を入れているか 幅木は高さ10cm以上(飛来落下物防止)となっているか また、コーナー部も同様となっているか</p> <p>図 2-27 組立て作業の安全上のポイントの例</p>			鋼管足場の種類	間 隔		垂直方向	水平方向	わく組足場	9m以下	8m以下	<p>安全ネット(層間ふさぎ)を取る層は、組立てながら取り付けているか</p> <p>壁つなぎの間隔</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">鋼管足場の種類</th> <th colspan="2">間 隔</th> </tr> <tr> <th>垂直方向</th> <th>水平方向</th> </tr> <tr> <td>わく組足場</td> <td>9m以下</td> <td>8m以下</td> </tr> </table> <p>注) 高さ5m未満を除く</p> <p>壁つなぎ</p> <p>手すりは、中線を設置しているか</p> <p>関係者以外立入禁止措置はされているか</p> <p>※ 上下の移動は必ず昇降階段を利用する</p> <p>手すり高さは90cm以上とし、足場の裏側には中線を入れているか 幅木は高さ10cm以上(飛来落下物防止)となっているか また、コーナー部も同様となっているか</p> <p>図 2-27 組立て作業の安全上のポイントの例</p>			鋼管足場の種類	間 隔		垂直方向	水平方向	わく組足場	9m以下	8m以下
鋼管足場の種類	間 隔																				
	垂直方向	水平方向																			
わく組足場	9m以下	8m以下																			
鋼管足場の種類	間 隔																				
	垂直方向	水平方向																			
わく組足場	9m以下	8m以下																			
88	図 2-32	図 2-32 梁わく上層の層数が 9 層以上の場合の交さ筋かきを必要とする層数	88	図 2-32	図 2-32 梁わく上層の層数による交さ筋かきを必要とする層数																
94	上から 2 行目	この方法は、通常 2 層以下、3～5 スパンの・・・	94	上から 2 行目	この方法は、通常 2 層 3～5 スパンの・・・																
95	図 2-41	(赤枠部分を修正)	95	図 2-41																	
<p>関係者以外立入禁止措置</p> <p>地上での小払い</p> <p>ブロックを地上に預ける</p> <p>交さ筋かき・下棧取り外し 最下層の床付き布わく</p> <p>20cm程度巻上げ建わく取り外し</p> <p>再度地上に預ける</p> <p>玉掛けワイヤ取り外し</p> <p>残り2層を手払い</p> <p>部材集積</p> <p>以下繰り返し</p> <p>図 2-41 地上での小払いの手順例</p>			<p>関係者以外立入禁止措置</p> <p>地上での人払い</p> <p>ブロックを地上に預ける</p> <p>交さ筋かき・下棧取り外し 最下層の床付き布わく</p> <p>20cm程度巻上げ建わく取り外し</p> <p>再度地上に預ける</p> <p>玉掛けワイヤ取り外し</p> <p>残り2層を手払い</p> <p>部材集積</p> <p>以下繰り返し</p> <p>図 2-41 地上での小払いの手順例</p>																		

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
96	図 2-44	(図の変更)	96	図 2-44	

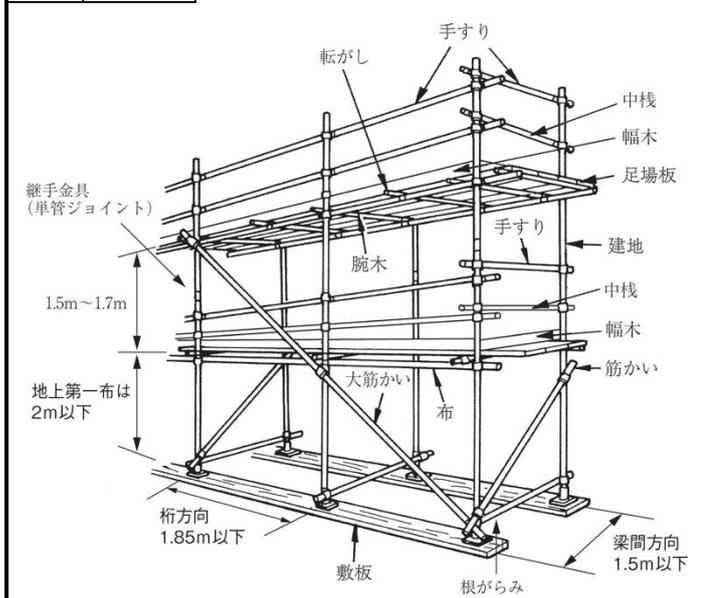


図 2-44 単管足場の組立て例

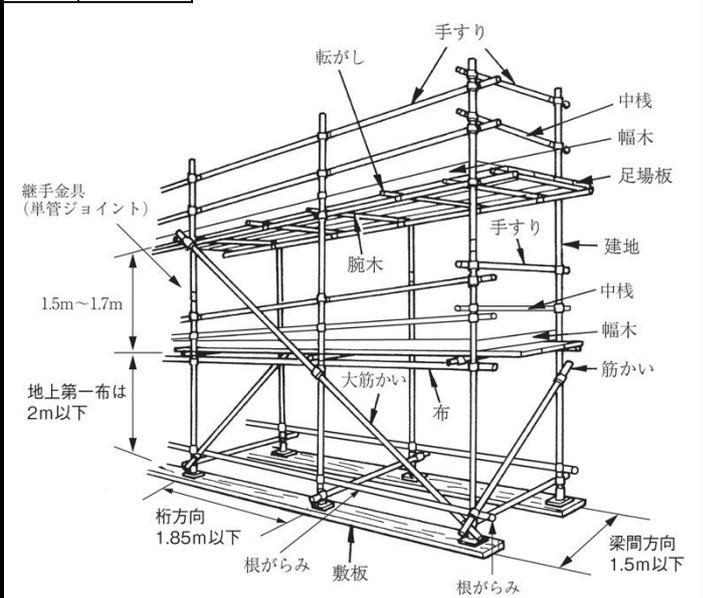


図 2-44 単管足場の組立て例

100	上から 8 行目	(2) 建地、布の取外しは、 <u>単独作業で行って</u> はならない。また、 <u>共同作業では、お互いの声の掛け合いを</u> 励行する。	100	上から 8 行目	(2) 建地、布の取外しは、 <u>共同作業で行い、</u> お互いに <u>声を掛け合い</u> 励行する。
-----	----------	--	-----	----------	---

107	上から 6 行目	(1) 支柱、布、腕木の取外しは、 <u>単独作業で行って</u> はならない。また、 <u>共同作業では、お互いに声の掛け合いを</u> 励行する。	107	上から 6 行目	(1) 支柱、布、腕木の取外しは、 <u>共同作業で行い、</u> お互いに <u>声を掛け合い</u> 励行する。
-----	----------	---	-----	----------	--

108	図 2-62	(赤枠部分を修正)	108	図 2-62	(赤枠部分を修正)
-----	--------	-----------	-----	--------	-----------

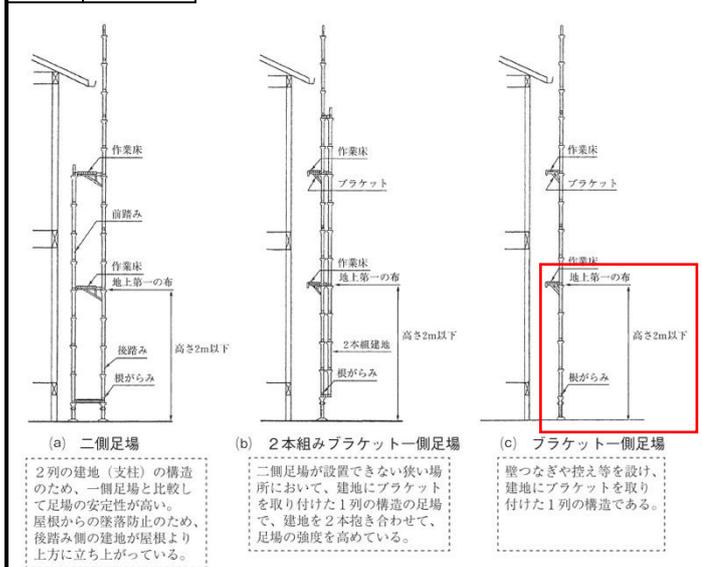


図 2-62 低層住宅工事用くさび緊結式足場の支柱の例

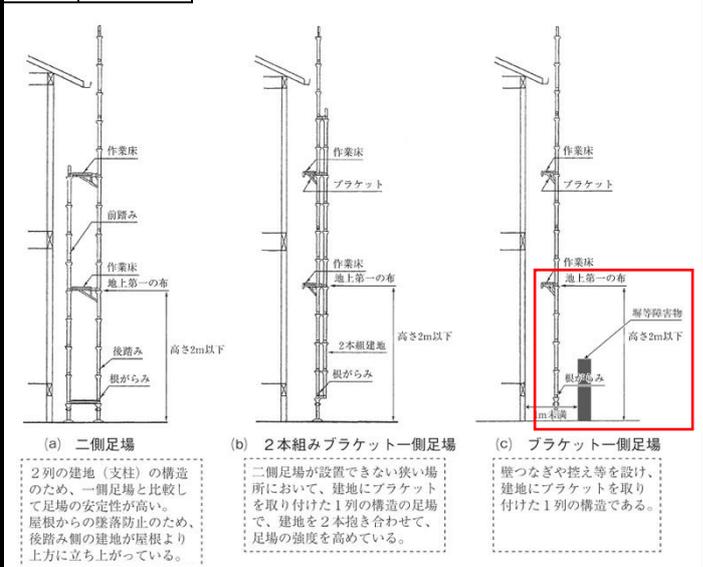
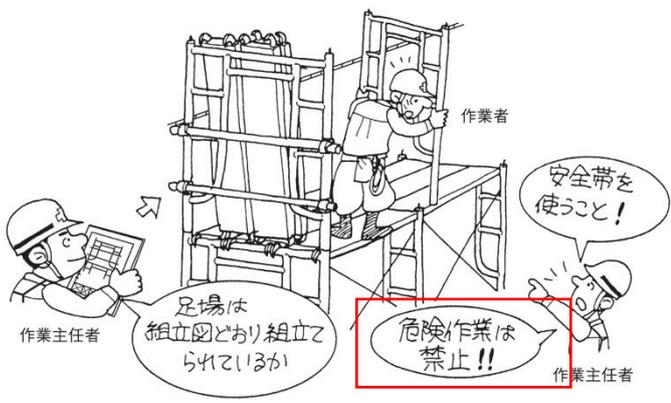
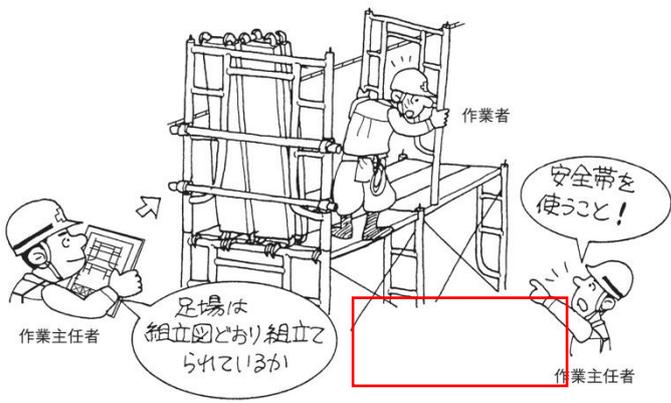


図 2-62 低層住宅工事用くさび緊結式足場の支柱の例

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)			(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
113	上から 3 行目	・・・の場合には、20 cm以上の幅の作業床を 2m以下の間隔で設置する(写真 2 - 3 参照)。	113	上から 3 行目	・・・の場合には、20 cm以上の幅の屋根足場 を 2 m 以下の間隔で設置する(写真 2 - 3 参 照)。
143	上から 9 行目	<u>事業者及び注文者の点検実施者は、足場の 組立て等の作業に直接従事した者、当該作業 の作業主任者及び作業指揮者等の当事者以外 の者とする。</u>	143	上から 9 行目	(文章削除)
147	下から 2 行目	<u>大きな建設現場では点検を行うにあつ</u> て、・・・	147	下から 2 行目	建設現場では点検を行うにあたって、・・・
172	図 3-3	(赤枠部分を修正)	172	図 3-3	
 <p>事業者</p> <p>足場次郎 安全太郎 作業主任者</p> <p>足場次郎 安全太郎 足場次郎</p> <p>作業主任者 作業員 作業員</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請事業者にも報告 他職種の仕事主任者に通知 			 <p>事業者</p> <p>足場次郎 安全太郎 作業主任者</p> <p>足場次郎 安全太郎 足場次郎</p> <p>作業主任者 作業員 作業員</p>		
図 3 - 3 安全衛生管理組織の中の作業主任者の位置付けの例			図 3 - 3 安全衛生管理組織の中の作業主任者の位置付けの例		
174	上から 4 行目	・・・健康状態等を十分に把握し、 <u>熟練者と 経験の浅い者を組み合わせる。</u>	174	上から 4 行目	・・・健康状態等を十分に把握し、 <u>経験の浅 い者には、熟練者と組み合わせる OJT を実施 する。</u>
175	図 3-6	(赤枠部分を修正)	175	図 3-6	
 <p>作業主任者</p> <p>足場は組立図どおり組立てられているか</p> <p>安全帯を使うこと!</p> <p>危険作業は禁止!!</p> <p>作業主任者</p>			 <p>作業主任者</p> <p>足場は組立図どおり組立てられているか</p> <p>安全帯を使うこと!</p> <p>危険作業は禁止!!</p> <p>作業主任者</p>		
図 3 - 6 作業中の指導・監視			図 3 - 6 作業中の指導・監視		
176	下から 2 行目	作業主任者の選任の対象でない <u>2m 以上～ 5m 未満の</u> ・・・	176	下から 2 行目	作業主任者の選任の対象でない <u>5m 未満 の</u> ・・・

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)			(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
182	図 3-8	(赤枠部分を修正)	182	図 3-8	
		<p>図 3-8 安全施工サイクルと現地KY活動の例</p>			<p>図 3-8 安全施工サイクルと現地KY活動の例</p>
185	上から 6 行目	・・・作業の中で、ヒヤリ・ハット事例、・・・	185	上から 6 行目	・・・作業の中で、ヒヤリハット事例、・・・
202	下から 2 行目	①～⑤の症状がなくても、本人が体調の異変を訴えたら、素人判断せずに速やかに作業を中止し、救急車を呼ぶのが望ましいといえる。	202	下から 2 行目	①～⑤の症状がなくても、本人が体調の異変を訴えたら、素人判断せずに速やかに作業を中止し、救急車を呼ぶのが望ましいといえる。 <u>(アンダーライン追加)</u>

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)			(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
217	図 4-2	(赤枠部分を修正)	217	図 4-2	
図 4-2 作業方法の改善の目的			図 4-2 作業方法の改善の目的		
229	図 5-4	(赤枠部分を修正)	229	図 5-4	
図 5-4 災害発生的基本的モデル図			図 5-4 災害発生的基本的モデル図		

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)

(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)

頁	箇所	内容
238	労働災害調査記録	(赤枠部分を修正)

頁	箇所	内容
238	労働災害調査記録	

労働災害調査記録

平成 年 月 日

労働災害調査記録

年 月 日

事例	課題	役割	司会	発表者
1	作業で部材を麻ロープにて荷卸し中、墜落	役割	板書係	記録係

事例	課題	役割	司会	発表者
1	作業で部材を麻ロープにて荷卸し中、墜落	役割	板書係	記録係

※災害発生の概要は、①誰が(誰と) ②何を ③どのようにしようとした時 ④何がどうして ⑤どうなった 6W1Hで表観すること

・災害は9階建てマンション新築工事に伴う解体工事において発生した。
 ・外部足場の北側及び東側は前日までに解体済みであり、西側と南側が残っていた。当日は西側部分を解体することとなっていた。
 ・災害発生当日、職長兼作業主任者AとE5名は、午前8時20分に現場に到着し、元請と職長は前日と同じ作業のため、簡単な打合せの後危険予知活動も行わず、西側の足場解体作業に取りかかった。
 ・午前中、被災者は職長の指示により解体した足場部材を地上に降ろすために、解体する層の足場の南西端の手摺を取り外し、職長の指示通り安全帯を使用しながらロープにより足場部材を即ず作業を一人で行っていた。
 ・午前11時45分頃、8層目の途中まで解体が終わった状態で休憩を取った。
 ・午後1時になって作業を再開するため、それぞれの作業員は午前中と同じ配置につくべく昇降階段を登っていった。
 ・その後、被災者は解体した足場部材を降ろすため、手摺を取り外してあった足場8層目の南西部分から15.6m下の地面に墜落した。
 ・被災者は直ちに病院に搬送されたが、午後1時48分に脳挫傷により死亡した。

※災害発生の概要は、①誰が(誰と) ②何を ③どのようにしようとした時 ④何がどうして ⑤どうなった 6W1Hで表観すること

・災害は9階建てマンション新築工事に伴う解体工事において発生した。
 ・外部足場の北側及び東側は前日までに解体済みであり、西側と南側が残っていた。当日は西側部分を解体することとなっていた。
 ・災害発生当日、職長兼作業主任者AとE5名は、午前8時20分に現場に到着し、元請と職長は前日と同じ作業のため、簡単な打合せの後危険予知活動も行わず、西側の足場解体作業に取りかかった。
 ・午前中、被災者は職長の指示により解体した足場部材を地上に降ろすために、解体する層の足場の南西端の手摺を取り外し、職長の指示通り安全帯を使用しながらロープにより足場部材を即ず作業を一人で行っていた。
 ・午前11時45分頃、8層目の途中まで解体が終わった状態で休憩を取った。
 ・午後1時になって作業を再開するため、それぞれの作業員は午前中と同じ配置につくべく昇降階段を登っていった。
 ・その後、被災者は解体した足場部材を降ろすため、手摺を取り外してあった足場8層目の南西部分から15.6m下の地面に墜落した。
 ・被災者は直ちに病院に搬送されたが、午後1時48分に脳挫傷により死亡した。

発生日時・曜日・場所	天候	疾病の状況	部位	備病名	程度	物的損害状況	
○年○月○日(月) 13時05分頃 足場上8層目端部	晴		頭部、全身	頭部挫傷 全身打撲	死亡	なし	
業種(規模)	被災者の特性	氏名(性別)	年齢	職種(所属)	経験年数(勤続年数)	資格	その他
Y建設(とび・土工) 従業員20人		○ ○ △ △	28才	とび工(Y建設)	8年	玉掛け作業技能講習修了	

発生日時・曜日・場所	天候	疾病の状況	部位	備病名	程度	物的損害状況	
○年○月○日(月) 13時05分頃 足場上8層目端部	晴		頭部、全身	頭部挫傷 全身打撲	死亡	なし	
業種(規模)	被災者の特性	氏名(性別)	年齢	職種(所属)	経験年数(勤続年数)	資格	その他
Y建設(とび・土工) 従業員20人		○ ○ △ △	28才	とび工(Y建設)	8年	玉掛け作業技能講習修了	

事故の型 起因物 加害物 事故発生現場見取図(平面図・見取図等必要に応じて詳細図を添付する)

墜落 作業床端部 地面

組織図(監督者と被災者の関係を明記する)

```

graph TD
    A[元請 X建設] --- B[元請 作業所]
    B --- C[協力会社 Y建設]
    B --- D[協力会社]
    C --- E[職長 A]
    E --- F[被災者]
    E --- G[被災者]
    E --- H[被災者]
    E --- I[被災者]
    E --- J[被災者]
  
```

事故の型 起因物 加害物 事故発生現場見取図(平面図・見取図等必要に応じて詳細図を添付する)

墜落 作業床端部 地面

組織図(監督者と被災者の関係を明記する)

```

graph TD
    A[元請 X建設] --- B[元請 作業所]
    B --- C[協力会社 Y建設]
    B --- D[協力会社]
    C --- E[職長 A]
    E --- F[被災者]
    E --- G[被災者]
    E --- H[被災者]
    E --- I[被災者]
    E --- J[被災者]
  
```

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)

(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)

頁	箇所	内容	
239	様式 1	(赤枠部分を修正)	
(様式1)			
No	確認事項	検討項目(設問事項)	事実の確認
1		月例打合せの有無と方法・内容は	・災害防止協議会は開催され、工程と災害防止重点実施事項の説明があった。(Y建設社員が出席)
2	工程打合せ会議	週間打合せの有無と方法・内容は	・解体作業前日、元請所長とY建設の社員及び職長との間で、作業方法について打合せをした。
3		前日の打合せの有無と方法・内容は	・X建設は、毎日13時より安全工程打合せを実施しており、元請より足場解体作業は墜落防止に注意するよう指示された。
4		作業員への周知は誰がどのように	・足場の計画は作成され、監督等に届け出済みであった。
5		施工計画の作成は、有・無	・Y建設には標準的な施工要領書はあった。
6	施工計画・施工要領書	施工計画の職長への周知は	・Y建設では標準的な施工要領書で、年2回勉強会に参加することを義務付け、実施していた。
7		協力会社の施工要領書の作成は、有・無	
8		施工要領書の周知方法は	
9	作業手順書の作成・周知	協力会社の作業手順書の作成は	・Y建設には足場組立・解体作業の標準的な作業手順書は作成されていた。
10		作業手順の危険性又は有害性の特定と対策は	・手順書の中には、危険性・有害性等の検討はなされていた。
11		作業員への周知は	・作業手順書をもとに不定期ではあるが作業員全員に対して、勉強会を実施していた。
12	職長の作業指示	職長の作業指示内容は、安全作業の指示は	・前日と同じ作業だったので、作業配置の指示はしたが「安全帯使用」については特段の指示はしなかった。
13		被災者の作業指示内容の理解は	・被災者は日頃ルールを良く守る作業員で、安全帯の使用は知っていた。
14		指示事項の遵守状況は	・被災者は午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。
15		新規入場時教育の実施の有無、実施者は	・足場解体作業開始の初日、元請所長が現場のルールを約1時間実施した。
16	新規入場時教育	新規入場時教育の内容は	・足場解体作業における危険作業及び安全帯の使用について指導があった。
17		被災者の新規入場時教育の理解は	・被災者は日頃高所作業における安全帯使用のルールについては、十分に理解していた。
18	危険予知活動	危険予知活動の実施の有無	・当日は交通渋滞で現場到着が8時20分となったので簡単な指示の後、危険予知活動を実施しないで作業に取りかかった。
19		被災者の参画状況は(意見を述べた等)	
20		被災者の対策の遵守状況は	
21		経験・慣見の実施は	・習熟のため参加できなかった。
22	安全施工サイクル	安全ミーティングの実施は	・作業配置の指示のみで作業に繋がらなかった。
23		作業開始前点検は	・ロープは当日作業開始前点検をし、異常はなかった。
24		作業所長の現場監視状況、指導は	・作業所長は午前中の作業時、作業の状況確認のため現場を巡回した。
25		職長の現場監視状況、指導は	・職長は作業主任者を兼務し、足場上部で解体作業をC名でやっていた。
26		現場監視時の保護具の使用状況は	・被災者は午前中安全帯を使用し作業していたが、 午後 は使用しなかった。
27	職長の経験、資格は	職長の経験、資格は	・経験18年、職長・安全衛生責任者教育修了、足場組立・解体作業技能講習修了、玉掛け作業技能講習修了。
28		作業場所での職長の直接指揮は	・職長は午後一番で安全工程打合せに出席のため、打合せが終了したら「すぐ戻る。」ことを告げ、事務所に行った。
29	職長が作業場所を離れた理由は	職長が作業場所を離れた理由は	・翌日の作業打合せであった。
30		職長(作業主任者)の代行者の指名は	・職長は打合せがすぐ終わると思ったので、代行者の指名はしなかった。
31	災害発生時の作業は	被災者の作業状況は	・午前中の作業終了時、取り外した手摺を復旧しないで解体みに入った。
32		同僚の作業状況は	・午後1時になって作業を再開するつもりで、足場の目録備忘録を作った。
33		同僚の作業内容は	・被災者は午後8時頃の8層目の窓交りを取り外した。南西部分から解体した足場部材をコーブにより降ろす作業にとりかかり、墜落した。(安全帯不使用)
34		同僚の作業内容は	・同僚は職長から指示された場所の配置についていたので、被災者の墜落する状況は見えていなかった。
35	被災者に関する事実	被災者の経験、資格、健康状況は	・被災者は経験8年、玉掛け作業の有資格者。
			・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。
	(以下省略)		・作業に必要な保護具を着用していた。(安全帯、保護帽、革手袋、安全靴)

頁	箇所	内容	
239	様式 1		
(様式1)			
No	確認事項	検討項目(設問事項)	事実の確認
1		月例打合せの有無と方法・内容は	・災害防止協議会は開催され、工程と災害防止重点実施事項の説明があった。(Y建設社員が出席)
2	工程打合せ会議	週間打合せの有無と方法・内容は	・解体作業前日、元請所長とY建設の社員及び職長との間で、作業方法について打合せをした。
3		前日の打合せの有無と方法・内容は	・X建設は、毎日13時より安全工程打合せを実施しており、元請より足場解体作業は墜落防止に注意するよう指示された。
4		作業員への周知は誰がどのように	・足場の計画は作成され、監督等に届け出済みであった。
5		施工計画の作成は、有・無	・Y建設には標準的な施工要領書はあった。
6	施工計画・施工要領書	施工計画の職長への周知は	・Y建設では標準的な施工要領書で、年2回勉強会に参加することを義務付け、実施していた。
7		協力会社の施工要領書の作成は、有・無	
8		施工要領書の周知方法は	
9	作業手順書の作成・周知	協力会社の作業手順書の作成は	・Y建設には足場組立・解体作業の標準的な作業手順書は作成されていた。
10		作業手順の危険性又は有害性の特定と対策は	・手順書の中には、危険性・有害性等の検討はなされていた。
11		作業員への周知は	・作業手順書をもとに不定期ではあるが作業員全員に対して、勉強会を実施していた。
12	職長の作業指示	職長の作業指示内容は、安全作業の指示は	・前日と同じ作業だったので、作業配置の指示はしたが「安全帯使用」については特段の指示はしなかった。
13		被災者の作業指示内容の理解は	・被災者は日頃ルールを良く守る作業員で、安全帯の使用は知っていた。
14		指示事項の遵守状況は	・被災者は午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。
15		新規入場時教育の実施の有無、実施者は	・足場解体作業開始の初日、元請所長が現場のルールを約1時間実施した。
16	新規入場時教育	新規入場時教育の内容は	・足場解体作業における危険作業及び安全帯の使用について指導があった。
17		被災者の新規入場時教育の理解は	・被災者は日頃高所作業における安全帯使用のルールについては、十分に理解していた。
18	危険予知活動	危険予知活動の実施の有無	・当日は交通渋滞で現場到着が8時20分となったので簡単な指示の後、危険予知活動を実施しないで作業に取りかかった。
19		被災者の参画状況は(意見を述べた等)	
20		被災者の対策の遵守状況は	
21		経験・慣見の実施は	・習熟のため参加できなかった。
22	安全施工サイクル	安全ミーティングの実施は	・作業配置の指示のみで作業に繋がらなかった。
23		作業開始前点検は	・ロープは当日作業開始前点検をし、異常はなかった。
24		作業所長の現場監視状況、指導は	・作業所長は午前中の作業時、作業の状況確認のため現場を巡回した。
25		職長の現場監視状況、指導は	・職長は作業主任者を兼務し、足場上部で解体作業をC名でやっていた。
26		現場監視時の保護具の使用状況は	・被災者は午前中の作業時、作業の状況確認のため現場を巡回した。
27	職長の経験、資格は	職長の経験、資格は	・経験18年、職長・安全衛生責任者教育修了、足場組立・解体作業技能講習修了、玉掛け作業技能講習修了。
28		作業場所での職長の直接指揮は	・職長は午後一番で安全工程打合せに出席のため、打合せが終了したら「すぐ戻る。」ことを告げ、事務所に行った。
29	職長が作業場所を離れた理由は	職長が作業場所を離れた理由は	・翌日の作業打合せであった。
30		職長(作業主任者)の代行者の指名は	・職長は打合せがすぐ終わると思ったので、代行者の指名はしなかった。
31	災害発生時の作業は	被災者の作業状況は	・午前中の作業終了時、取り外した手摺を復旧しないで解体みに入った。
32		同僚の作業状況は	・午後1時になって作業を再開するつもりで、足場の目録備忘録を作った。
33		同僚の作業内容は	・被災者は午後8時頃の8層目の窓交りを取り外した。南西部分から解体した足場部材をコーブにより降ろす作業にとりかかり、墜落した。(安全帯不使用)
34		同僚の作業内容は	・同僚は職長から指示された場所の配置についていたので、被災者の墜落する状況は見えていなかった。
35	被災者に関する事実	被災者の経験、資格、健康状況は	・被災者は経験8年、玉掛け作業の有資格者。
			・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。
	(以下省略)		・作業に必要な保護具を着用していた。(安全帯、保護帽、革手袋、安全靴)

(旧版) 改訂 6 版(令和 6 年 1 月 10 日)

(新版) 改訂 7 版(令和 6 年 12 月 23 日)

頁	箇所	内容
240	様式 2	(赤枠部分を修正)

頁	箇所	内容
240	様式 2	

(様式2)			
No	確認事項	検討項目(設問事項)	事実の確認
1		月例打合せの有無と方法・内容は	・災害防止協議会は開催され、工程と災害防止重点実施事項の説明があった。(Y建設社長が出席)
2	工程打合せ会議	週間打合せの有無と方法・内容は	・解体作業前日、元請所長とY建設の社員及び職長との間で、作業方法について打合せをした。
3		前日の打合せの有無と方法・内容は	・X建設は、毎日13時より安全工程打合せを実施しており、元請より足場解体作業は落防防止に注意するよう指示された。
4		作業員への周知は誰がどのように	
5		施工計画の作成は、有・無	・足場の計画は作成され、監督署に届け出済みであった。
6	施工計画・施工要領書	施工計画の職長への周知は	・Y建設では標準的な施工要領書であった。
7		協力業者の施工要領書の作成は、有・無	・Y建設では標準的な施工要領書で、年2回勉強会に参加することを義務付け、実施していた。
8		施工要領書の周知方法は	
9		協力業者の作業手順書の作成は	・Y建設には足場組立・解体作業の標準的な作業手順書は作成されていた。
10	作業手順書の作成・周知	作業手順の危険性又は有害性の特定と対策は	・手順書の中には、危険性・有害性等の検討はなされていた。
11		作業員への周知は	・作業手順書をもとに不定期ではあるが作業員全員に対して、勉強会を実施していた。
12	職長の作業指示	職長の作業指示内容は、安全作業の指示は	・前日と同じ作業だったので、作業配置の指示は「安全帯使用」については特段の指示はしなかった。
13		被災者の作業指示内容の理解は	・被災者は日頃ルールを良く守る作業員で、安全帯の使用は知っていた。
14		指示事項の遵守状況は	・被災者は午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。
15	新規入場時教育	新規入場時教育の実施の有無、実施者は	・足場解体作業開始の初日、元請所長が現場のルールを約1時間実施した。
16		新規入場時教育の内容は	・足場解体作業における危険作業及び安全帯の使用について指導があった。
17		被災者の新規入場時教育の理解は	・被災者は日頃高所作業における安全帯使用のルールについては、十分に理解していた。
18	危険予知活動	危険予知活動の実施の有無	・当日は交通渋滞で現場到着が8時20分となったので簡単な指示の後、危険予知活動を実施しないで作業に取かかった。
19		被災者の参画状況は(意見を述べた等)	
20		被災者の対策の遵守状況は	
21	危険・職長の実施は	安全・ヘルメットの装着は	・遅刻のため参加できなかった。
22	安全施工サイクル	作業開始前点検は、	・作業配置の指示のみで作業にこかった。
23		作業所長の現場監視状況、指導は	・ロープは当日作業開始前点検をし、異常はなかった。
24		職長の現場監視状況、指導は	・作業所長は午前中の作業時、作業の状況確認のため現場を巡回した。
25		現場監視時の保護員の使用状況は	・職長は作業主任者を兼務し、足場上部で解体作業を名義で行っていた。
26		職長の経験、資格は	・被災者は午前中安全帯を使用し作業していたが、午後は使用しなかった。
27	職長の直接指揮	作業場所での職長の直接指揮は	・現場監視時の保護員の使用状況は
28		職長が作業場所を離れた理由は	・経験18年、職長・安全衛生責任者教育修了、足場組立・解体作業技能講習修了、玉掛け作業技能講習修了。
29		職長(作業主任者)の代行者の指名は	・職長は午後一番で安全工程打合せ会に出席のため、打合せが終了したら「すぐ戻る。」ことを告げ、事務所に行った。
30		職長(作業主任者)の代行者の指名は	・翌日の作業打合せであった。
31		被災者の作業状況は	・職長は打合せがすぐ終わると思ったので、代行者の指名はしなかった。
32	災害発生時の作業は	同僚の作業状況は	・午前中の作業終了時、取り外した手摺を復旧しないで躯体みに入った。
33		同僚の作業内容は	・午後1時になって作業を再開するため、足場の再降ろしを行った。
34		被災者の経験、資格、健康状況は	・被災者は午後足場の8層目の取外し作業に携わった。南西部分から解体した足場部材をロープにより降ろす作業に携わったが、墜落した。(安全帯不使用)
35	被災者に関する事実	被災者の経験、資格、健康状況は	・同僚は職長から指示された場所の配置についていたので、被災者の墜落する状況は見ていなかった。
	(以下省略)		・同僚は職長と足場の解体、Cは解体部材の高降ろし場までの運搬作業、Dは地上での荷受け作業、Eは置き場までの運搬作業。 ・被災者は経験8年、玉掛け作業の有資格者。 ・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。 ・作業に必要な保護具を着用していた。(安全帯、保護帽、革手袋、安全靴)

(様式2)			
No	確認事項	検討項目(設問事項)	事実の確認
1		月例打合せの有無と方法・内容は	・災害防止協議会は開催され、工程と災害防止重点実施事項の説明があった。(Y建設社長が出席)
2	工程打合せ会議	週間打合せの有無と方法・内容は	・解体作業前日、元請所長とY建設の社員及び職長との間で、作業方法について打合せをした。
3		前日の打合せの有無と方法・内容は	・X建設は、毎日13時より安全工程打合せを実施しており、元請より足場解体作業は落防防止に注意するよう指示された。
4		作業員への周知は誰がどのように	
5		施工計画の作成は、有・無	・足場の計画は作成され、監督署に届け出済みであった。
6	施工計画・施工要領書	施工計画の職長への周知は	・Y建設では標準的な施工要領書であった。
7		協力業者の施工要領書の作成は、有・無	・Y建設では標準的な施工要領書で、年2回勉強会に参加することを義務付け、実施していた。
8		施工要領書の周知方法は	
9		協力業者の作業手順書の作成は	・Y建設には足場組立・解体作業の標準的な作業手順書は作成されていた。
10	作業手順書の作成・周知	作業手順の危険性又は有害性の特定と対策は	・手順書の中には、危険性・有害性等の検討はなされていた。
11		作業員への周知は	・作業手順書をもとに不定期ではあるが作業員全員に対して、勉強会を実施していた。
12	職長の作業指示	職長の作業指示内容は、安全作業の指示は	・前日と同じ作業だったので、作業配置の指示は「安全帯使用」については特段の指示はしなかった。
13		被災者の作業指示内容の理解は	・被災者は日頃ルールを良く守る作業員で、安全帯の使用は知っていた。
14		指示事項の遵守状況は	・被災者は午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。
15	新規入場時教育	新規入場時教育の実施の有無、実施者は	・足場解体作業開始の初日、元請所長が現場のルールを約1時間実施した。
16		新規入場時教育の内容は	・足場解体作業における危険作業及び安全帯の使用について指導があった。
17		被災者の新規入場時教育の理解は	・被災者は日頃高所作業における安全帯使用のルールについては、十分に理解していた。
18	危険予知活動	危険予知活動の実施の有無	・当日は交通渋滞で現場到着が8時20分となったので簡単な指示の後、危険予知活動を実施しないで作業に取かかった。
19		被災者の参画状況は(意見を述べた等)	
20		被災者の対策の遵守状況は	
21	危険・職長の実施は	安全・ヘルメットの装着は	・遅刻のため参加できなかった。
22	安全施工サイクル	作業開始前点検は、	・作業配置の指示のみで作業にこかった。
23		作業所長の現場監視状況、指導は	・ロープは当日作業開始前点検をし、異常はなかった。
24		職長の現場監視状況、指導は	・作業所長は午前中の作業時、作業の状況確認のため現場を巡回した。
25		現場監視時の保護員の使用状況は	・職長は作業主任者を兼務し、足場上部で解体作業を名義で行っていた。
26		職長の経験、資格は	・被災者は午前中安全帯を使用し作業していたが、午後は使用しなかった。
27	職長の直接指揮	作業場所での職長の直接指揮は	・現場監視時の保護員の使用状況は
28		職長が作業場所を離れた理由は	・経験18年、職長・安全衛生責任者教育修了、足場組立・解体作業技能講習修了、玉掛け作業技能講習修了。
29		職長(作業主任者)の代行者の指名は	・職長は午後一番で安全工程打合せ会に出席のため、打合せが終了したら「すぐ戻る。」ことを告げ、事務所に行った。
30		職長(作業主任者)の代行者の指名は	・翌日の作業打合せであった。
31		被災者の作業状況は	・職長は打合せがすぐ終わると思ったので、代行者の指名はしなかった。
32	災害発生時の作業は	同僚の作業状況は	・午前中の作業終了時、取り外した手摺を復旧しないで躯体みに入った。
33		同僚の作業内容は	・午後1時になって作業を再開するため、足場の再降ろしを行った。
34		被災者の経験、資格、健康状況は	・被災者は午後足場の8層目の取外し作業に携わった。南西部分から解体した足場部材をロープにより降ろす作業に携わったが、墜落した。(安全帯不使用)
35	被災者に関する事実	被災者の経験、資格、健康状況は	・同僚は職長から指示された場所の配置についていたので、被災者の墜落する状況は見ていなかった。
	(以下省略)		・同僚は職長と足場の解体、Dは解体部材の高降ろし場までの運搬作業、Eは地上での荷受け作業、Fは置き場までの運搬作業。 ・被災者は経験8年、玉掛け作業の有資格者。 ・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。 ・作業に必要な保護具を着用していた。(安全帯、保護帽、革手袋、安全靴)

第2段階 問題点の発見(危険性・有害性の洗い出し)では直接的・間接的に問題があると思われる No に ○ を付ける。

第2段階 問題点の発見(危険性・有害性の洗い出し)では直接的・間接的に問題があると思われる No に ○ を付ける。

258	下から 3行目	第 561 条の 2 (本足場の使用) ※ [施行日 令和 6 年 4 月 1 日]
-----	------------	---

258	下から 3行目	第 561 条の 2 (本足場の使用)
-----	------------	---------------------